

住民 各位

本町において、マイクロチップ情報の登録に伴う犬の登録申請手続きが簡略化されます（令和5年4月1日から運用開始）

令和4年6月1日から、改正動物愛護管理法の施行により、ペットショップ等で販売される犬や猫には、マイクロチップが装着されることになり、新しく家族に迎え入れる犬や猫の飼い主の方は、環境省（指定登録機関）にマイクロチップ情報の変更登録が必要となりました。

これに伴い、本町では、マイクロチップ情報の登録を完了した犬の飼い主は、町の窓口での犬の登録手続きを不要とする「狂犬病予防法の特例制度」に令和5年4月1日から参加しますので、お知らせいたします。

記

1 狂犬病予防法に基づく犬の登録方法

(1) マイクロチップを装着している犬の場合

- ・ 飼い主の方は、ペットショップ等から購入の際に受け取ったマイクロチップの「登録証明書」を使って、環境省（指定登録機関）に所有者の情報をご自身の情報に変更登録する必要があります。*オンライン申請手数料 300 円/頭、紙申請手数料 1,000 円/頭
- ・ 指定登録機関にマイクロチップ情報を登録することで、町の窓口での狂犬病予防法に基づく犬の登録申請や鑑札の交付が【不要】となります。

環境省のマイクロチップ登録サイト「犬と猫のマイクロチップ情報登録」

ウェブサイト <https://reg.mc.env.go.jp/>

専用コールセンター

03-6384-5320（受付時間：8時00分～20時00分 ※土日祝日可）



※ 令和5年3月31日までは、従来どおり、町の窓口での狂犬病予防法に基づく登録申請や鑑札の交付が必要です。詳細は住民課 生活環境係にお尋ねください。

(2) マイクロチップを装着していない犬の場合

- ・ 従来どおり、町の窓口での狂犬病予防法に基づく犬の登録申請や鑑札の交付が【必要】です。*町の登録手数料 3,000 円/頭

※ 知人や動物愛護団体等から犬や猫を譲り受けた場合や、家庭ですでに飼っている場合については、マイクロチップの装着は努力義務です。

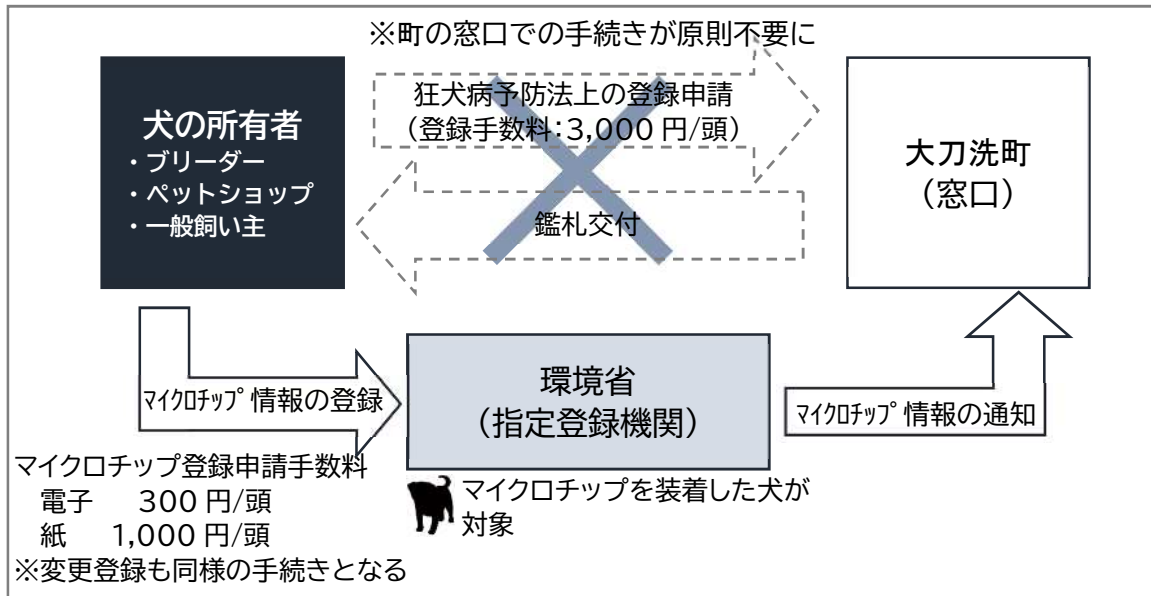
2 その他留意事項

- ・ 本町に犬の登録をされている飼い主の方には、毎年3月頃、狂犬病予防注射の案内はがきを送付しますので、年1回の予防注射を必ず受けてください。

【参考】犬の登録申請手続き（令和5年4月1日以降の本町の取扱い）

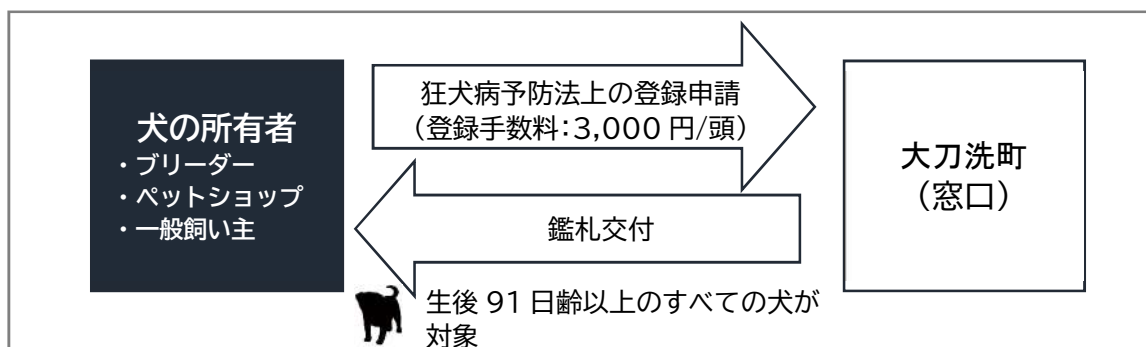
環境省（指定登録機関）にマイクロチップの登録（変更登録を含む）を行った犬の所有者においては、犬に装着したマイクロチップが「鑑札」とみなされ、狂犬病予防法上の登録等の手続きが【不要】となります。

（1）マイクロチップを装着している犬の場合



- ・新たにマイクロチップを装着する場合、費用が別途必要になります。
- ・令和5年3月31日までは、従来どおり、町の窓口での狂犬病予防法に基づく登録申請や鑑札の交付が必要です。詳細は住民課 生活環境係にお尋ねください。

（2）マイクロチップを装着していない犬の場合



- ・従来どおり、町の窓口における登録手続きが【必要】です。
- ・鑑札を受けた所有者において、新たにマイクロチップの装着を行った場合は、所有者は指定登録機関へマイクロチップ登録申請を行う必要があります。

マイクロチップの装着や登録手続き等についてご不明な点がございましたら、役場 住民課 生活環境係（電話0942-77-2141）にお問い合わせください。